

調査票を記入する前に、必ずお読みください。

科学技術研究調査

調査票記入上の注意

(非営利団体・公的機関用)



この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査対象となった非営利団体・公的機関には報告の義務が定められています。秘密の保護には万全を期しており、また、統計作成以外の目的（税の資料など）に使われることは決してありませんので、ありのままを記入してください。なお、報告義務違反には罰則があります。

調査票の記入に当たりましては、この「調査票記入上の注意」（統計局のホームページ <https://www.stat.go.jp/data/kagaku/index.htm> から参照できます。）を参照の上、必要な事項を記入し平成30年7月15日までにご返送ください。

○調査票の概要

調査票は、大きく分けて次の四つの部分からなります。

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 研究実施の現況 | 1 面 |
| 2. 法人の現況 | 1～2 面 |
| 3. 研究関係従業者の現況 | 2～4 面 |
| 4. 研究費の実績 | 5～8 面 |

※ 国営の研究機関の場合は、調査の単位が法人ではありませんので、その研究機関の状況を記入してください。調査票のすべての設問で同様です。

○提出期限

平成30年7月15日までにインターネット又は郵送によりご回答ください。

調査票を郵送する場合は、記入の済んだ調査票を返信用封筒に入れて投函してください。切手は不要です。

ご提出いただいた後に、結果の集計を行う独立行政法人統計センターから記入内容について確認の電話をさせていただく場合があります。お手数ですが、記入内容を確認できるようにしておいていただきますよう、お願いいたします。

なお、調査票は機械処理を行いますので、折り返し以外では折らないようにしてください。

研究を行っていない場合

設問〔1〕研究実施の状況で「3」を選択してご提出ください（内部で研究を実施してなくても、貴法人が給与等を支給して外部で研究関係業務を行っている出向者がいる場合も研究「あり」となりますので注意してください。）。

技術研究組合について

技術研究組合については、組合員企業との間で重複記入を避けるため、特別の注意点がありますので、6ページの注意事項をご覧ください。

記入の進め方

※ ここから該当する矢印に添って進んでください。

記入上の注意掲載ページ

名称・所在地等の確認 3ページ

合併などにより法人が
消滅している場合

左に該当しない場合

〔1〕 研究実施の有無 7ページ

選択肢1の場合

〔2〕 従業者総数 7ページ
 〔3〕 支出総額 7ページ
 〔4〕 主な事業及び研究の内容 7ページ
 〔5〕 支所・分場の名称及び所在地 8ページ
 〔6〕 研究内容の学問別区分 8ページ

選択肢2の場合

選択肢3の場合

〔1〕でカッコ書
に該当しない場合

該当する場合

〔7〕 研究関係従業者数 . . . 9ページ
 〔8〕 採用・転入・転出研究者数
. 12ページ
 〔9〕 研究者の専門別内訳 15ページ

総務省科学技術研究調査
実施事務局にご連絡くだ
さい。

〔10〕 内部で使用した研究費 17ページ
 〔11〕 理学, 工学, 農学, 保健
の性格別研究費 . . . 21ページ
 〔12〕 特定目的別研究費 23ページ

〔13〕 外部から受け入れた研究費 25ページ
 〔14〕 外部へ支出した研究費 26ページ

備考欄の記入, 記入漏れの確認, (控えの作成), 調査票の返送

用語の定義

○「研究」について

この調査における研究とは、事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、又は、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいいます。

なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象としています。

研究とするもの（例）

- ・ 学術的な真理の探究
- ・ 基盤技術の研究開発
- ・ 新製品の開発
- ・ 既存製品の強化、改良（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く。）
- ・ 製品の特性を明らかにする試験研究
- ・ 新しい製造法・処理法の開発
- ・ 新しい材料の探求・開発

研究としないもの（例）

- ・ マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・ 財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・ QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）などを目的とした調査・分析
- ・ 政策に関連する調査・分析（中央省庁あるいは地方公共団体における既存の計画、政策、運営の分析や評価などをいいます。ただし学術的な行政研究・政策研究は「研究」です。）

○「研究関係業務」について

この調査は、研究関係業務について人数、費用などを調査します。この調査でいう「研究関係業務」とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計の事務など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務をいいます（下記の例を参考にしてください）。

また、この調査における「研究関係従業者」とは、「研究関係業務」に従事している者をいい、「研究費」とは、「研究関係業務」を行うために支出されたあらゆる経費をいいます。

研究関係業務とするもの（例）

- ・ 研究に必要な思索・考案、情報・資料の収集・試作・実験・検査・分析・報告及び研究の実施に必要な機械・器具・装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動
- ・ パイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験（他法人から試作品の設計図を受け取り、その製作のみを請け負う業務は研究関係業務に含まれません。）
- ・ 新製品の開発、既存製品の改良等
- ・ 社会・経済に関する調査及び調査に基づく研究報告（定期的・定期的に実施される実態調査の類を除く。）
- ・ 研究に関する庶務・会計などの業務（技術研究組合の組合事務も含む。）
- ・ 具体的な研究課題の選定作業、及びそのために開かれる会議
- ・ 研究の受委託に関する事務

研究関係業務としないもの（例）

- ・ 生産の円滑化を図るための生産工程を常時チェックする活動、製品・半製品・生産物の品質管理に関する活動及び経常的な土壌・大気等の検査・試験・測定・分析活動
- ・ パイロットプラント、プロトタイプモデルなどによる試験研究の域を脱して、経済的生産のための機器設備などの設計
- ・ 一般的な地形図の作成、あるいは、地下資源を探すための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測などの一般的データ収集
- ・ 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- ・ 一般従業員の研修・訓練などの業務
- ・ 市場調査、技術サービス（保守・管理等）、販売分析など
- ・ 貴金属、衣料品等のデザイン関係
- ・ 年間事業計画など、一般的な活動方針に関する会議・委員会

技術研究組合における調査票の記入について

技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づいて設立された技術研究組合の場合、調査票の記入に当たって、調査票及び調査票記入上の注意に記載された事項のほか、技術研究組合の組合員企業との重複記入を避けるため、下記の要領に従ってください。

〔7〕研究関係従業者数（調査票2面）

- ・ 技術研究組合の業務を主とする研究関係従業者数を「研究者」、「研究補助者」、「技能者」及び「研究事務その他の関係者」に記入してください。

※ その研究関係従業者が実際に活動している場所が組合の施設か、組合員企業の施設かは問いません。組合員企業の施設で研究を行い、給与が組合員企業から支給されていたとしても、組合の業務を主としている場合は、組合の研究関係従業者とします。

〔10〕内部で使用した研究費（調査票5面）

①人件費

- ・ 組合が負担した給与・諸手当だけを記入してください。組合員企業から支払われた人件費は組合員企業が記入するので、たとえ組合の業務を主とする研究者に対する給与であっても記入しないでください。

②原材料費、③有形固定資産の購入費、④無形固定資産の購入費、⑤リース料、⑥その他の経費

- ・ 組合員企業が組合の研究を行った場合、その経費が組合から組合員企業に対して費用弁償として支払われることがあります。この額を技術研究組合の「〔10〕内部で使用した研究費」に含めてください（組合員企業の側ではこの費用弁償額を研究費として記入しません。）。

〔13〕外部から受け入れた研究費（調査票7面）

- ・ 組合員企業から受領した賦課金も「〔13〕外部から受け入れた研究費」として記入してください。

〔14〕外部へ支出した研究費（調査票8面）

- ・ 組合員企業が組合の研究を行った場合に、組合から組合員企業に支払われた費用弁償額は、「〔14〕外部へ支出した研究費」ではなく「〔10〕内部で使用した研究費」に記入してください（「〔10〕内部で使用した研究費」（17ページ）の説明参照。）。
- ・ 組合員企業以外の企業に委託した研究については、「〔14〕外部へ支出した研究費」として記入します。

※ 組合の閉鎖等で精算事務が発生した場合の記入の仕方 ※

原則研究目的で設立されているため、清算事務も研究費となり、精算事業にかかわった人数と人件費について記入してください。

調査票第1面

〔1〕 研究実施の有無

前年度に研究活動を行ったか否か、研究活動の実施状況によって、選択肢1, 2, 3のいずれかをぬりつぶし、該当する質問に進んでください。

「研究」の定義については4～5ページの説明を参照してください。

〔1〕 研究実施の有無を記入してください

301	1 内部で研究を実施している (内部で研究を実施してなくても 貴法人が給与等を支給して外部で研究関係業務を行っている出向者がいる場合も含みます この場合【7】から【9】までは記入不要です)	● → 【2】 から 【14】 まで
	2 内部で研究を実施していないが 外部に研究費を支出している	○ → 【13】 【14】
	3 研究を実施していない	○ → 終了です

〔2〕 従業者総数

平成30年3月31日現在の研究関係従業者のみならず、貴法人全体の従業者をいいます。ここには有給役員、常勤職員及び臨時・日雇の者で1か月以上にわたって雇用されている者はすべて含めてください。ただし、無給の者は含めないでください。

※ 3月31日付退職者や他法人へ派遣している者も含めてください。逆に他法人から派遣されている者は含めないでください。

※ 技術研究組合で、会社や大学など他から出向している人は含めないでください。

〔3〕 支出総額

平成30年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間分の決算の収支計算書、損益計算書等をもとに、支出額の総額を記入してください。この支出総額は後述「〔10〕 内部で使用した研究費」の総額のことではなく、研究以外の部門も含んだ法人全体としての支出額です。

ただし、借入金の返済、引当金、有価証券等購入の金額は含めません。

〔4〕 主な事業及び研究の内容

法人の主な事業概要、研究課題について簡単に記入してください。

事業や研究が多岐にわたり、記入が困難・煩雑な場合は、案内パンフレット等(コピー可)を同封してお送りください。

【5】支所・分場の名称及び所在地

貴組織における支所・分場・センター・研究所・大学校等の名称及び所在地を記入してください。

なお、重複記入を避けるため、申告していただく数値にその支所・分場・センター・研究所・大学校等の数値が含まれている場合は「○」を、含まれていない場合は「×」を名称の前に記入してください。

記入しきれない場合は、適宜別の用紙に記入して送付してください。

【5】支所・分場の名称及び所在地を記入してください

305	名 称	所 在 地
	○霞が関分室 ×九段計算センター	千代田区霞が関 2-1-2 九段南1丁目

【記入例】

支所・分場・センター・研究所・大学校等として、霞が関分室と九段計算センターがあり、このうち霞が関分室の数値は申告する数値に含まれているが、九段計算センターの数値は別の組織の回答に含まれている場合。

調査票第2面

【6】研究内容の学問別区分

複数の分野にわたって研究が行われている場合には、関係する分野をそれぞれぬりつぶし、最も中心となる研究の学問分野について「うち主なもの」をぬりつぶしてください。

【6】研究内容の学問別区分について該当するすべてを選んでください（学問別区分が2つ以上の項目にわたる場合は、そのうち主なものを1つ選んでください）

306 学 問 別 区 分	1 文 学	2 経 済 学	3 社 会 学	4 社 会 科 学 の 他 の 学	5 理 学	6 工 学	7 農 学	保 健		10 教 育 学	11 そ の 他
								8 医 学 ・ 歯 学	9 そ の 他		
該 当 区 分	○	●	○	○	●	●	○	○	○	○	○
うち主なもの	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○

- (1) 環境保護については、地球環境全般や動植物保護は「5 理学」を、環境対策技術は「6 工学」・「7 農学」など対応する学問分野を選択してください。
- (2) 情報処理については、情報処理の数学的理論は「5 理学」を、実際のハードウェア開発、ソフトウェア開発は「6 工学」を選択してください。
- (3) 体育学やスポーツ科学は「10 教育学」を選択してください。
- (4) 芸術と家政学は「11 その他」を選択してください。
- (5) 15～16 ページの「研究者専門別内訳の内容例示」も参考にしてください。

調査票第2面

〔7〕研究関係従業者数

- (1) 平成30年3月31日現在の研究関係従業者数について記入してください（3月31日付の退職者も含めます。）。
- (2) 研究関係従業者には、(ア) 貴法人の従業者（他法人へ出向させている者を除く。）のほか、(イ) 貴法人が受け入れている労働者派遣法に基づく派遣労働者、(ウ) 貴法人が受け入れている出向者を含みます。
- ここでいう出向とは、ある者が自己の使用者を離れて第三者の下で就労すること（請負、委任を除きます。）をいいます。
- (注) ここでは「〔2〕従業者総数」とは違い、他法人から派遣されている者が含まれ、他法人へ派遣している者は含まれないのでご注意ください。
- (3) 研究関係従業者の区分については、下表の基準に従ってください。

研究関係従業者の区分	
①研究者	大学（短期大学を除く。）の課程を修了した者、又はこれと同等以上の専門的知識を有する者（学歴を問わない。）で、特定のテーマをもって研究を行っている者をいいます。
専ら研究に従事する者	研究者のうち、研究関係業務に専ら従事する者をいいます。
研究を兼務する者	研究者のうち、他の業務を兼務する者をいいます。
②研究補助者	研究者の指示に従い資料収集、検査・測定、試験、記録、経常的観測作業などに従事して、研究者を補佐する者をいいます。
③技能者	研究活動に対して研究者又は研究補助者の指導・監督の下に、専門的な技術サービスを提供することを職務とする者をいいます。検査・測定専門の技師、無菌動物の飼育に従事する者、試験用材料の作成・加工に従事する者などが該当します。
④研究事務その他の関係者	庶務、経理、福利厚生など、研究組織・施設を運用するために必要な関係者すべてをいい、 <u>運転や清掃、警備などの間接サービスを行う人は除きます。</u> また、特に専門的な能力を要しない研究関係業務（例えば試験用農場の手入れなど）に従事する労務者もここに含まれます。
研究者のうち博士号取得者	「①研究者」欄に記入した者のうち、博士号を取得している者の数を記入してください。この欄には、あん分した値ではなく実数を記入してください。
⑥任期無し研究者	「①研究者」欄に記入した者のうち、雇用契約期間の定めがない者（定年までの場合を含む。）の数を記入してください。この欄には、あん分した値ではなく実数を記入してください。
うち40歳未満	任期無し研究者のうち、平成30年3月31日現在、40歳未満の者の数を記入してください。

(4) 記入の範囲及び区分方法の具体例

ア 研究部門の管理者

研究者としての経験のある研究関係部門の管理者（研究所長など）は「研究者」に含め、研究者としての経験がない管理者は「研究事務その他の関係者」とします。

イ ソフトウェア開発者については、下記を参考に記入してください。

研究者：システム設計，プログラム構造定義など，製品又はその一部を考案・設計する立場の者

研究補助者：研究者の設計に従い，コーディング作業のみを行う者

研究事務その他の関係者：製品開発に必要なデータエントリー作業に従事する者

なお，法人内の製品開発とは関係のない，受託業務として行われるデータエントリー作業に従事する者は，「研究関係従業者」には含まれません。

ウ 人材派遣

労働者派遣法に従って人材派遣会社から派遣されて研究関係業務に従事している者は，すべて記入してください。

エ 技術研究組合の研究関係従業者

企業の業務を主としている研究関係従業者は，その勤務の態様に関わらず，すべて除いてください（企業も当調査の対象となっているため，二重計上を防ぐための措置です。）。

オ 「任期無し研究者」における出向者の取扱い

ここでいう任期とは，出向元での雇用契約期間の定めのことであり，貴法人での出向期間のことではありません。

（記入欄に記入する値の計算方法を，次のページに掲載しています。）

(5) 研究関係従業者数の記入方法

ア 平成 30 年 3 月 31 日現在の研究関係従業者数について、「実数」と「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」を記入してください。また、女性の研究関係従業者数についても「実数」で記入してください。

イ 「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」の記入に当たって、研究関係業務に従事した時間が個人単位で把握できない場合は、組織の単位ごとの見積りにより計算してください。あん分比率が実数に対して100%の場合も実数と同じ値を必ず記入してください。

ウ 週の特定日勤務の者、短時間勤務の者の「実際に研究関係業務に従事した割合」については、通常の勤務形態に対する割合も考慮して計算してください。特に、これらの者が研究関係業務に専念している場合であっても、便宜上、「研究を兼務する者」として、「実数」と「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」のそれぞれを記入してください。

例えば、週5日8時間勤務を通常の勤務形態とする法人で、週4日4時間勤務で研究関係業務に専念している研究者の「実際に研究関係業務に従事した割合」は、 $(4日 \times 4時間) \div (5日 \times 8時間) = 0.4$ としてください。

【7】研究関係従業者数（3月31日現在）を記入してください

○ 研究関係業務に従事している外部からの出向者も記入の対象としてください。

	実数 ^⑤		実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値 ^⑤
	総数	うち女性	
総数 (308, 311-313の計 315, 318-320の計)	307 [][][][]28	314 [][][][]8	—
研究者 ^①	308 [][][][]23	315 [][][][]6	—
	専ら研究に従事する者 309 [][][][]13	316 [][][][]4	—
研究を兼務する者 ^②	310 [][][][]10	317 [][][][]2	321 [][][][]6
研究補助者 ^②	311 [][][][]	318 [][][][]	322 [][][][]
技能者 ^③	312 [][][][]2	319 [][][][]	323 [][][][]1
研究事務その他の関係者 ^④	313 [][][][]3	320 [][][][]2	324 [][][][]0
研究者のうち博士号取得者	325 [][][][]3	326 [][][][]2	
任期無し研究者 ^⑥	327 [][][][]17	329 [][][][]3	
うち40歳未満	328 [][][][]4	330 [][][][]1	

業務のうち研究関係業務に従事した時間の割合に相当する人数を記入します。
例えば、研究者が10人いて、実際に研究業務に従事した時間の割合が各者とも6割の場合は、 $10人 \times 0.6 = 6人$ と記入します。

なお、研究者が技能者の業務を兼務していた場合でも研究者として記入します。

技能者が2人いて、実際に研究関係業務に従事した時間の割合をみると、1人が6割で、他の1人が4割の場合は、 $(1人 \times 0.6) + (1人 \times 0.4) = 1人$ と記入します。

研究事務その他の関係者が3人いて、実際に研究関係業務に従事した時間をみると、1人が2割で、他の2人が1割の場合は、 $(1人 \times 0.2) + (2人 \times 0.1) = 0.4 \div 0人$ と記入します。

※ 四捨五入した数値が0になった場合は0を記入します。

※ 該当の数値が無い場合は何も記入しません。

調査票第3面

〔8〕採用・転入・転出研究者数

平成29年4月1日から30年3月31日の間に、貴法人において研究者要件を満たす者で異動した者を記入してください。

なお、法人内の異動は含みません。また、国・公営の研究機関については同一研究機関内の異動は含みません。

- (1) 出向は含みます。出向の定義は9ページの「〔7〕研究関係従業者数(2)」に同じです。
- (2) 合併・統合による増加及び事業分割による減少は含みません。
- (3) 新規採用者のうち、自然科学に関する研究を行う部署に配属された者は、研究内容別に記入してください。研究内容による分類が困難な場合には、最終学歴を参考にして記入してください。ただし、就職後、学歴とは異なる研究に従事している場合は、学歴で判断せず、配属時の研究内容を優先させて判断してください。研究内容の専門分野については、15～16ページの「研究者専門別内訳の内容例示」を参考にしてください。
- (4) 転入研究者は、転入前の勤務先を、27～28ページの「組織分類表」によって区分して記入してください。
- (5) 転出研究者は、貴法人から外部に転出した者を記入してください。

また、退職者（3月31日付の者も含む。）も転出研究者に含めてください。

※ 3月31日付退職者は「〔2〕「従業者総数」」，「〔7〕「研究関係従業者数」」にも含めます。

(次のページに続きます。)

	総 数		うち女性	
	331 万 千 百 十 一 人	347 千 百 十 一 人		
新規採用者数	5			
うち自然科学部門	4			
理 学				
工 学				
農 学	3			
保 健	1			
うち医学				
うち歯学				
うち薬学	1			
転入研究者数	3			
会 社	2			
非営利団体				
公 的 機 関	1			
大 学 等				
そ の 他				
転出研究者数				
新規採用者のうち 博士号取得者				
転入研究者のうち 博士号取得者				

ア 「新規採用者」とは、いわゆる新卒採用者をいいます。最終学歴修了後、アルバイトやパートタイムの勤務、大学や研究機関の臨時職員（1年未満の契約）としての雇用などの経験のみの者もここに区分してください。

イ 「転入研究者」とは、新規採用者を除く者をいいます。

a 「会社」、「非営利団体」、「公的機関」、「大学等」は、国内の組織をいいます。

b 「非営利団体」には、医療法人等も含まれます。詳しくは28ページをご覧ください。私立の小中高校からの転入者は、この区分に記入してください。

c 「公的機関」とは、27～28ページ「組織分類表」の「公的機関」のうち、「③国・公立大学」を除く組織をいいます。国公立の小中高校からの転入者は、この区分に記入してください。

d 「その他」とは、海外の組織から転入した者のほか、自営業の者、無職の者をいいます。

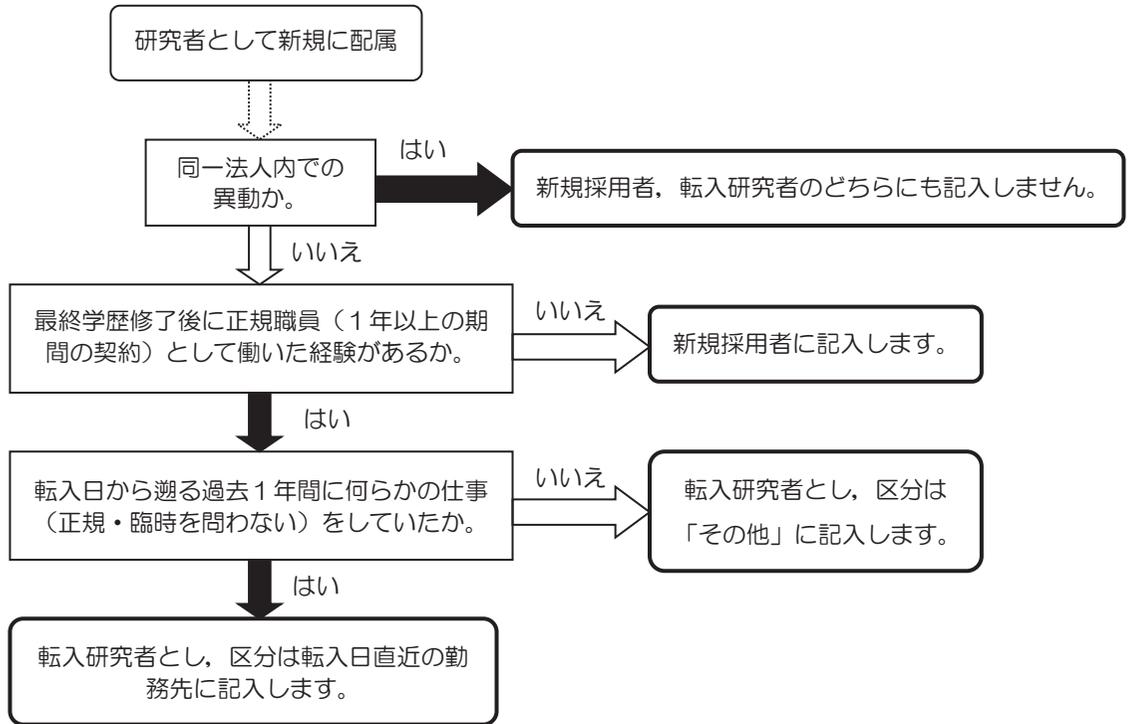
例えば、複数の大学で非常勤講師をしている者など、特定の組織に籍を置かずに個人として契約している者もここに区分してください。

ただし、1年以内にa～cに該当する前職がある場合には、その前職に従って区分してください。

ウ 「新規採用者のうち博士号取得者」には、「新規採用者数」欄に記入した者のうち、博士号を取得している者の数を記入してください。

エ 「転入研究者のうち博士号取得者」には、「転入研究者数」欄に記入した者のうち、博士号を取得している者の数を記入してください。

(6) 新規採用者と転入研究者は下記のとおり区分してください。



※ ポストドクターについて

採用前，大学・公的機関等でポストドクターだった者は，その任期が「1年以上の期間」であった者は転入研究者，「1年未満の期間」であった者は，新規採用者としてください。

ポストドクターとは，博士の学位を取得後，任期付で任用される者であり，①大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって，教授・准教授・助教・助手等の職にない者や，②独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち，所属する研究グループのリーダー・主任研究員等でない者のことをいいます（博士課程に標準修業年限以上在学し，所定の単位を取得の上退学した者（いわゆる「満期退学者」）を含みません）。

調査票第4面

〔9〕研究者の専門別内訳

「〔7〕研究関係従業者数」で記入した研究者（符号 308）を、その専門的知識別に分類して記入してください。専門的知識による分類が困難な場合には、最終学歴を参考にして記入してください。ただし、就職後、学歴とは異なる業務に従事している場合には、学歴で判断せず、現在の業務内容を優先させて判断してください。専門分野については、本ページ下段からの「研究者専門別内訳の内容例示」を参考にしてください。

※ ソフトウェア開発者については、理学の「情報科学」に含まれます。

合 計		総 数				うち女性								
(363~388の計 390~415の計)		362	万	千	百	十	一	人	389	千	百	十	一	人
					2	3							6	
人文科学 社会科学部門	文学	363							390					
	その他	364							391					
	商学・経済	365							392					
	社会学	366							393					
	その他	367							394					
	数学・物理	368				1	3		395					3
自然科学部門	情報科学	369							396					
	化学	370							397					
	生物学	371							398					
	地学	372							399					
	その他	373							400					
	機械・船舶航空	374							401					3
工学部門	電気・通信	375							402					
	土木・建築	376							403					
	材料	377							404					
自然科学部門	繊維	378							405					
	その他	379							406					
	農林	380							407					
自然科学部門	獣医・畜産	381							408					
	水産	382							409					
	健康	386							413					
工学部門	心理学	387							414					
	その他(教養学など)	388							415					

「合計」(符号 362) が、「〔7〕研究関係従業者数」の「研究者」(符号 308) と同じ人数になるので、注意してください。同様に、「うち女性」の「合計」(符号 389) も「うち女性」の「研究者」(符号 315) と同じ人数になります。

研究者専門別内訳の内容例示（次のページに続きます。）

部門別	区 分	内 容 例 示
人文・社会科学部門	人文学	文学，文芸学，言語学，外国文学，児童文学など
	その他	史学，地理学，哲学，宗教学，人文学，文化学，図書館学，文化人類学，人間関係学，行動科学など ※心理学は、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。
	商学・経済	商学，経済学，経営学，会計学，流通学，金融学，産業界，経営工学，経営情報学，経済情報学，経営システム学など
	社会学	社会学，新聞学，広報学，社会福祉学，介護福祉学，観光学など
	その他	法学，政治学，行政学，国際関係学，政策科学など ※社会心理学，福祉心理学等の心理学に関する分野については、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。

部門別	区 分	内 容 例 示
自然 科学 部 門	数 学 ・ 物 理	数学, 数理学, 情報数理学, 計算科学, 物理学, 物性学, 天文学, 宇宙物理学など
	情 報 科 学	情報科学, 計算機科学, コンピュータ科学, ソフトウェア学, ソフトウェア工学など
	化 学	化学, 基礎化学, 高分子学, 生物応用化学など
	生 物	生物学, 生化学, 動物学, 植物学, 生物科学, 生物資源学, 生命科学など
	地 学	地質学, 鉱物学, 地球科学, 地理学など
	そ の 他	海洋科学, 経営理学, 物質理学など
	機 械 ・ 船 舶 ・ 航 空	機械工学, 精密機械工学, 交通機械工学, 生産工学, 機械情報工学, 機械電子工学, 機械制御工学, ロボティクス学, 船舶工学, 航空宇宙工学など
	電 気 ・ 通 信	電気工学, 通信工学, 電子工学, 電子材料工学, 電子物理工学, 情報処理工学, 情報システム工学, 電子制御システム工学, メディア通信工学, 情報ネットワーク学, 光システム工学など ※ソフトウェア学やソフトウェア工学等のソフトウェア開発に関する分野は、「理学」の「情報科学」に記入してください。
	土 木 ・ 建 築	土木工学, 建築工学, 交通工学, 衛生工学, 都市工学, 都市システム工学, 建設都市工学, 環境建設学, 環境デザイン工学, 環境計画学など
	材 料	鉱山学, 資源工学, 鉱山土木学, 金属工学, 金属材料学, 機械材料工学, 材料機能工学, 材料加工学, 材料工学, 素材工学, 材料プロセス工学など
	織 維	繊維工学, 繊維化学, 繊維染科学, 繊維機械学, 有機材料工学, 高分子材料工学など
	そ の 他	応用化学, 応用物理学, 写真工学, 印刷工学, 画像工学, 音響設計学, 原子力工学, エネルギー工学, 経営工学, システムマネジメント工学, 社会システム工学, 福祉環境工学, 環境設計学, 工芸学, 工業デザイン学など
	農 林	農学, 園芸学, 農業生物学, 経営農学, 農業生産学, 植物防疫学, 環境緑地学, 林学, 森林科学, 植物資源学など
	獣 医 ・ 畜 産	獣医学, 畜産学, 酪農学, 畜産経営学, 畜産食品工学, 動物資源科学など
	水 産	水産学, 漁業学, 増殖学, 水産養殖学, 栽培漁業学, 水産化学, 水産食品学, 海洋生物資源学など
	そ の 他	農芸化学, 園芸化学, 醸造学, 食品化学, 食品栄養学, 農業工学, 農業土木学, 生産環境学, 環境保護学, 環境資源科学, 農林生産学, 農業経済学, 食品流通学など
	医 学 ・ 歯 学	医学, 歯学
	保 薬 学	薬学, 薬剤学, 衛生薬学, 製薬学など
そ の 他	看護学, 保健衛生学, 医療工学, 臨床検査技術学, 理学療法学, 栄養学, 医療経営管理学など ※臨床心理学等の心理学に関する分野については、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。	
その 他の 部門	心 理 学	心理学, 臨床心理学, こども心理学, 社会心理学, 行動心理学, 福祉心理学, 教育心理学など
	そ の 他 (教育学など)	商船学, 航海学, 家政学, 食物栄養学, 住居学, 生活環境学, 教育学, 美術学, 音楽学など

調査票第5面

〔10〕 内部で使用した研究費

- (1) 内部で使用した研究費とは、具体的には以下のような経費です。
- ① 研究関係業務に従事する者（出向者を含む。）に対する給与、社会保険料、福利厚生費等の人件費
 - ② 研究用消耗品を購入した原材料費
 - ③ 研究施設、研究用装置などの有形固定資産の購入費
 - ④ 研究のために使用されるソフトウェアなどの無形固定資産の購入費
 - ⑤ 研究のためのコンピュータなどのリース契約に基づき支払ったリース料
 - ⑥ 賃借料、火災保険料、光熱水道費、印刷・図書費など、その他の経費
- ここでは「〔14〕 外部へ支出した研究費」を含めないようご注意ください。
- (2) 平成30年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間分の支出について記入してください。例えば6月末決算の場合は、平成29年6月末期（28年7月～29年6月）について記入してください。
- (3) 人件費、原材料費、リース料及びその他の経費については、決算日末に未払い分が残っていれば、その分を含めて記入してください。
- 購入した有形固定資産の支払い方法が割賦などの場合は、平成30年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に支払った額ではなく、購入価格の合計を記入してください。

総 額 (417～419, 423,425,426の計)	416	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
							7	1	0	0	0
人 件 費 ①	417						2	2	6	8	8
原 材 料 費 ②	418						1	9	1	2	7
有形固定資産の 購入費 ③	419						6	1	0	0	
土地・建物など	420						6	3	0		
機械・器具・装置 など	421						4	9	4	0	
その他の有形固 定資産	422						5	3	0		
無形固定資産の 購入費 ④	423						2	5	0		
うちソフトウェア	424						2	5	0		
リ ー ス 料 ⑤	425						1	1	8	5	
そ の 他 の 経 費 ⑥	426						2	1	6	5	0

※ 技術研究組合について

技術研究組合としての研究課題を、組合員企業が引き受けて研究を行う場合があります。この研究に対して、技術研究組合から組合員企業に費用弁償として研究資金が支払われる場合がありますが、この金額を技術研究組合の「〔10〕 内部で使用した研究費」に含めて記入してください。

(6 ページの説明参照)

①人件費

ア 給与、賞与、各種手当、退職金、福利厚生費、社会保険料の雇用主負担分など、研究関係従業者を雇用するために必要な経費全般をいいます（退職給与引当金は除きます。）。

イ 労働者派遣法に従って人材派遣会社から派遣されている者にかかる費用は、人件費として記入します。

ウ 人件費は、「〔7〕研究関係従業者数」の「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」を求める際に乗じた割合を用いて計算のうえ、記入してください。

【記入例】

「〔7〕研究関係従業者数」において「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」2名を、5名 × 0.4（4割）＝ 2 により求めた場合、当該5名分の人件費総額が2500万円であれば、次の額となります。

$$2500 \text{ 万円} \times 0.4 = 1000 \text{ 万円}$$

エ 貴法人から他法人へ出向している研究関係従業者は、「〔7〕研究関係従業者数」では記入の対象になりませんが、当該者に対して直接支給した給与等があれば、出向先において研究関係業務に従事した割合であん分した上で記入してください。

※ 運転や警備、清掃などの間接サービスを行う人の経費は「その他の経費」に含めてください。

②原材料費（消費税を含めて記入してください。）

ア 研究に必要な試作品費、消耗器材費、実験用小動物の購入費、餌代などの費用です。

イ 外部に製作を委託した試作品、実験用模型などの費用も含めてください。

ウ 印刷費、図書費（③有形固定資産の購入費に含まれるものを除く。）については「その他の経費」としてください。

③有形固定資産の購入費（消費税を含めて記入してください。）

有形固定資産の購入費を「土地・建物など」「機械・器具・装置など」「その他の有形固定資産」に分けて記入し、その合計を「有形固定資産の購入費」（符号419）に記入してください。

※ 「土地・建物など」「機械・器具・装置など」「その他の有形固定資産」の説明は19～20ページにあります。

④無形固定資産の購入費（消費税を含めて記入してください。）

ア 研究のために使用したソフトウェア（コンピュータソフトウェア）のほか、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、借地権、地上権、鉱業権、漁業権、営業権、電話加入権などの購入費です。

イ 他者の保有する特許に関する使用料（ロイヤリティ）については、「その他の経費」としてください。

なお、自らの研究開発成果の特許出願に係る費用や特許維持料（特許年金）については、研究費には含めないでください。

ウ ソフトウェアの購入費については、10万円以上（※）となるもので、インストールや設定作業、仕様変更などの附随的修正作業の費用、年間のライセンス料も含めることとし、「うちソフトウェア」（符号424）にも記入してください。

なお、機械等に組み込まれたソフトウェアについては、有形固定資産の「機械・器具・装置など」に記入してください。

※ 通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します。例えば、1ライセンス単位で購入できるソフトウェアの場合は、1ライセンス当たりの購入金額で判定します。

「うちソフトウェア」の説明は20ページにあります。

⑤リース料（消費税を含めて記入してください。）

リース契約（ファイナンスリース含む。）に基づいて支払った金額を記入してください。

※ リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

⑥その他の経費（消費税を含めて記入してください。）

ア 固定資産とにならない少額の装置・備品等の購入費用はここに記入してください。

イ 外部に委託した試験・計測・検査などの費用もここに含めます。

ウ 賃借料、光熱水道費、通信費、火災保険料などの経費は、研究部門の経費とみなされる分を、人数などによりあん分して記入してください。

エ 研究のための有形固定資産にかかる固定資産税や研究のために要した旅費、印刷費、図書費（③有形固定資産の購入費に含まれるものを除く。）などもここに含めます。

オ 運転や警備、清掃などの間接サービスを行う人の費用はここに含めます。

※ 研究が行われている限り、この欄が「0」となることは通常ありません。記入漏れに注意してください。

「③有形固定資産の購入費」の内訳について

③-1 土地・建物など

ア 不動産取得の際にかかる手数料、税も含みます。

イ 船舶や航空機も含みます。

ウ 新規取得のほか、修繕や増築、改造の費用も記入してください。

エ 会計上の修繕引当金は（実際に支出した費用ではないので）記入しないでください。

オ 研究以外の業務との共用施設の場合、床面積などを基準にして、研究部門の経費分をあん分して記入してください。

（例）1億円の建物を建築し、そのうち約5分の1の面積を研究部門が使用している場合は、2000万円と記入してください。

③-2 機械・器具・装置など

ア 有形固定資産として計上される耐用年数が1年以上で、かつ取得金額が10万円以上の装置、備品等（この条件に当てはまる限り図書も含まれます。）の購入費を記入してください。

イ 減価償却費ではなく、実際の購入価額を記入してください。消費税も含めます。

ウ 不動産と同様に、研究以外の業務と共用の物品については、おおよその使用割合によりあん分して記入してください。

※ 機械・器具・装置の修繕費や移設費は「その他の経費」に含めてください。

③-3 その他の有形固定資産

ア 建設仮勘定や、固定資産として扱われる動植物（牛・馬や果樹など「果実」を生産するもの）の購入費を記入してください。

イ 建設仮勘定は、建築完了時に「土地・建物など」、「機械・器具・装置など」の項目と精算されるように記入します。

（例）前期までに建設仮勘定として7000万円を計上済みで、今期に1億円の建物と5000万円の装置が完成した。

(単位：万円)	
有形固定資産の購入費	8000
土地・建物など	10000
機械・器具・装置など	5000
その他の有形固定資産	-7000

完成総額を記入	
○完成総額（建物）	10000万円
○完成総額（装置）	5000万円
○前期までの建設仮勘定	
（前々期分）	3000万円
（前期分）	4000万円
合計	7000万円

前期までの建設仮勘定合計をマイナスで記入

「うちソフトウェア」（④無形固定資産の購入費）について

ア コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等で、プログラム説明書などの関連文書も含まれます。

イ いわゆるコンテンツは含めません。ただし、ソフトウェアとコンテンツが経済的・機能的に一体不可分の場合は、コンテンツを含めて構いません。

ウ 研究以外の業務との共用の場合、使用人数（実際に研究関係業務に従事した割合であん分した人数）などを基準にして、研究部門の経費分をあん分して記入してください。

※ ソフトウェアの保守費は「その他の経費」に含めてください。

（例）研究以外にも使用するソフトウェア（取引単位は1ライセンス）を120人分（うち研究関係従業者数は20人）として1500万円で購入した場合。

1単位（1ライセンス）当たりの金額は、1500万円÷120ライセンス＝12万5000円（※）

※10万円以上となるので、本調査における無形固定資産購入費として計上します。

うち研究費に含める購入費は、12万5000円×20ライセンス（研究関係従業者数）＝250万円

無形固定資産の購入費	423	□ □ □ □ □ □ □ □ 250	無形固定資産がソフトウェアのみの場合は、同じ金額をそれぞれに記入
うちソフトウェア	424	□ □ □ □ □ □ □ □ 250	

ソフトウェア開発の委託について

外部へ委託した費用は、「[10]内部で使用した研究費」から除き、「[14]外部へ支出した研究費」に含めて記入してください。

調査票第6面

〔11〕理学，工学，農学，保健の性格別研究費

- (1) 「総額」(符号427)には、自然科学の研究のみを行っている場合は「〔10〕内部で使用した研究費」の「総額」(符号416)をそのまま転記し、その額を「基礎研究費」・「応用研究費」・「開発研究費」に区分して記入してください。

自然科学以外の研究も行っている場合は、「〔10〕内部で使用した研究費」の「総額」(符号416)のうち、自然科学の研究費を、「総額」(符号427)に記入し、その額を、「基礎研究費」・「応用研究費」・「開発研究費」に区分して記入してください。

なお、自然科学以外の研究しか行っていない場合には、この欄は記入不要です。

- (2) 基礎研究費・応用研究費・開発研究費の区分については、調査票にある定義に従って、必要に応じ、研究者に確認するなどして記入してください。

総 額 (428～430の計)	427	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
						7	0	0	0	0	0
基礎研究費①	428					2	1	0	0	0	0
応用研究費②	429					3	7	0	0	0	0
開発研究費③	430					1	2	0	0	0	0

【記入例】「〔10〕内部で使用した研究費」7億1000万円のうち、自然科学の分野に使用した研究費が7億円、そのうち基礎研究に2億1000万円、応用研究に3億7000万円、開発研究に1億2000万円使用した場合。自然科学以外の分野に使用した研究費1000万円はここには記入しません。

※ 人件費に相当する額の記入が漏れやすいので、注意してください。

(参考)

- ①基礎研究…… 自然界に存在する科学的な事実(理論、法則、物質、属性、性質、現象など)を発見・立証する研究です。その研究成果は「もとから存在するもの」なので、通常は研究成果の排他的な利用権を主張することはできません(研究成果を他者に公開することは拒否できても、他者が自らそれを発見し、利用することを妨げることはできません)。そのため、基礎研究の成果は一般に学術論文の形で発表されます。
- ②応用研究…… 知られている科学的な事実(この場合は経験則を含む。)を、目的とする用途の役に立つかどうか調べる研究、あるいは既に何かに利用されているものを、別の用途に役立てられないか調べる研究です。「役立つように工夫する」ことも応用研究です。「科学的事実の利用方法」についての研究なので、その成果には一般に排他的な利用権(特許など)が認められます。
- ③開発研究…… 目的の用途に利用できることが確認できた科学的な事実を活用し、付加的な知識を創出して、実社会で実際に利用可能な形(製品、サービス、システム、装置、材料、工程、

薬品など)にする研究です。実社会で利用するために、社会的規制の必要から行われる研究(品質、安全性や経済性の確保など)も含まれます。

(例)

(例1) 電気関係

- 基礎研究 材料結晶の未知の電子構造・物性を明らかにする研究
- 応用研究 電子材料として要求される属性(高誘電率, 高電子移動度, 高熱伝導率など)を得るための, 各種の条件下(温度, 組成, 結晶構造など)における物性の研究及び材料合成方法の開発
- 開発研究 新しい材料を利用した装置の開発

(例2) 医薬品関係

- 基礎研究 新しい化合物を創製してその構造・物性を解明し, 生物に対する効果の探索を行う(スクリーニング)研究
- 応用研究 製品化の候補となる物質について, 非臨床試験(前臨床試験)を行い, 医薬品としての適応性(有効性, 安全性, 品質など)を確かめる研究
- 開発研究 工業的製造法の開発, 臨床試験(治験)の実施

(例3) ソフトウェア関係

- 基礎研究 人の音声に最適な量子化(アナログ/デジタル変換)方法の研究, 音声・画像データの数値解析に関する研究
- 応用研究 実用可能な音声・画像の認識・合成アルゴリズムの開発
- 開発研究 音声・画像の認識・合成プログラム, 及びそれらを組み込んだアプリケーションの開発

調査票第6面

〔12〕 特定目的別研究費

「〔10〕 内部で使用した研究費」の総額のうち、「ライフサイエンス分野」、「情報通信分野」、「環境分野」、「物質・材料分野」、「ナノテクノロジー分野」、「エネルギー分野」、「宇宙開発分野」、「海洋開発分野」の各研究に該当する金額を記入してください（下記の記入例を参照してください）。

研究がどの分野に該当するかについては、次のページの内容例示を参照してください。

また、研究内容が表中の複数の分野にまたがる研究がある場合は、その金額を各分野にそれぞれ記入してください。この場合、複数の分野に金額が重複していても構いません。

各分野の研究費の合計額が「〔10〕 内部で使用した研究費」の総額を超えていても構いません。
ただし、個々の分野の金額が「〔10〕 内部で使用した研究費」の総額を超えることはありません。

※ 人件費に相当する額の記入が漏れやすいので、注意してください。

【記入例】

「〔10〕 内部で使用した研究費」総額7億1000万円は、すべて「情報通信分野」の研究であるが、そのうち3億円は「環境分野」に、6000万円は「ナノテクノロジー分野」に、3億5000万円は「エネルギー分野」にも関係している研究です。

	431	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円		435	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
ライフサイエンス分野 ①												ナノテクノロジー分野 ⑤										6000
情報通信分野 ②						7	1	0	0	0		エネルギー分野 ⑥										35000
環境分野 ③						3	0	0	0	0		宇宙開発分野 ⑦										
物質・材料分野 ④												海洋開発分野 ⑧										

【各分野の内容例示】

ライフサイエンス分野	生命現象・生物機能を解明する基礎的研究から、実験生物、保健・医療に関する研究、環境保全、生物の工業利用、食料資源の開発、生物によるエネルギー開発など、生命科学に係る研究を幅広くとらえています。また、生命倫理や法制度など関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。
情報通信分野	集積回路や電子機器材料などハードウェアに関する研究開発、データ通信技術やソフトウェア（OS 等システムプログラムのみでなく、アプリケーションも含む。）に関する設計開発のほか、画像処理、暗号・認証技術や遠隔医療診断など情報処理技術の利用法に関する研究、ネットワーク高度化技術の研究、高度コンピューティング技術の研究、ヒューマンインターフェース技術の研究などをいいます。
環境分野	自然環境保護、環境汚染対策を目的とする自然科学的研究のほか、環境税制、都市計画、社会制度（ゴミの回収等）など環境問題に関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。いわゆる省エネに関する技術も広く含めます。
物質・材料分野	情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術、及び省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術、並びに安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等に関する研究をいいます。
ナノテクノロジー分野	ナノ（10 億分の 1）メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質物性等を利用した新しい機能を発現させる研究等をいいます。具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料、超微細化技術や量子効果の活用等により、次世代の超高速通信、超高速情報処理を実現するナノ情報デバイス、体内の患部に極小のシステムを直接送達し、診断・治療する医療技術、様々な生物現象をナノメートルレベルで観察し、そのメカニズムを活用し制御するナノバイオロジーなどの研究開発をいいます。
エネルギー分野	化石燃料、地熱・太陽・風力・海洋・生物等の自然、原子力などエネルギー源の開発に関する研究（特殊な材料など周辺技術も含まれます。）と、エネルギー消費の効率化（いわゆる省エネ）に関する研究をいいます。また、炭素税などエネルギー問題に関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。
宇宙開発分野	衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に関係する研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含まれません。
海洋開発分野	魚介類の養殖、海洋生物資源の調査計測、海底油田探査技術、海水からの金属抽出、潮汐発電など、海洋を利用することを目的とする研究を幅広く含めています。ただし、船舶など海上輸送機器の設計開発は除きます。

- (4) 借入金など、いずれ返済される資金は、研究目的で使用したとしても「外部から受け入れた研究費」には含めません。
- (5) 平成 29 年 3 月 31 日又はこの直近の決算日からさかのぼる 1 年間に受け取り、未使用のまま繰り越した資金については記入しません。 企業会計原則（発生主義）とは異なることにご留意ください。

なお、この資金を会計年度を区別せずに管理しているなどの理由により、「うち内部で使用した研究費」がどの年度の分を使用したのか判別できない場合は、平成 30 年 3 月 31 日又はこの直近の決算日からさかのぼる 1 年間に受け入れた分を使用したものとみなします。

調査票第 8 面

〔14〕外部へ支出した研究費

- (1) 外部の企業、非営利団体・公的機関、大学等へ研究を行わせることを目的として支出した費用を記入してください。
- ただし、試作品の製作や試験・検査などを外部委託した場合、その費用は「外部へ支出した研究費」ではなく、「〔10〕内部で使用した研究費」（原材料費、その他の経費）に記入してください。
- (2) 運営費交付金から外部へ研究費として支出した金額は、うち自己資金から支出した研究費には記入しません。
- (3) 支出先の分類については 27～28 ページ「組織分類表」に従って記入してください。
技術研究組合へ支出した賦課金は、「非営利団体」に記入してください。
- (4) 平成 29 年 3 月 31 日又はこの直近の決算日からさかのぼる 1 年間に外部から受け入れ、未使用のまま繰り越した資金は、期首に自己資金に組み入れられたものとして扱います。
したがって、前期から繰り越した資金を用いて外部に研究を委託した場合、その金額は「うち自己資金から支出した研究費」に計上されますので、注意してください。

【〔13〕外部から受け入れた研究費と〔14〕外部へ支出した研究費の関係性について】

〔13〕外部から受け入れた研究費と〔14〕外部へ支出した研究費では下図のように $A \geq B$ が必ず成り立ちます。

【13】外部から受け入れた研究費を記入してください

総 額	受 入 額	うち内部で使用した研究費
(440～451の計) (453～464の計)	439 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 円	452 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 円
	14000	5000

$$A \quad ① - ② \\ = 9000 \text{ (万円)}$$

【14】外部へ支出した研究費を記入してください

総 額	支 出 額	うち自己資金から支出した研究費
(466～475の計) (477～486の計)	465 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 円	476 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 円
	5000	2000

$$B \quad ③ - ④ \\ = 3000 \text{ (万円)}$$

$A \geq B$ が成り立たない場合は、前期に未使用のまま繰り越した資金のうち、今期に外部へ支出した研究費が、期首の自己資金として上図の④欄に組み入れられておらず、〔14〕(4)の取扱いとなっていないなどの事例が考えられますので、ご確認ください。

組 織 分 類 表

区 分	区 分 の 説 明																																							
①国	「③国・公立大学」，「④国・公営，独立行政法人等の研究機関」のいずれにも該当しない国の組織																																							
②地方公共団体	「③国・公立大学」，「④国・公営，独立行政法人等の研究機関」，「⑤公営企業・公庫等」のいずれにも該当しない地方公共団体の組織																																							
③国・公立大学	国公立の大学（大学院研究科，大学附属病院，附属研究施設を含む。），短期大学，高等専門学校，大学共同利用機関及び独立行政法人国立高等専門学校機構																																							
公 的 機 関	<p>○国・公営の研究機関</p> <p>国立・公立の研究所，研究センター，病院附属研究所，試験場，検査場，教育センター，科学センター，技術センター，環境センター，森林センター，海洋センター等</p> <p>○研究を行うことを主な目的とする法人</p> <p>〈独立行政法人，国立研究開発法人〉</p> <table border="0"> <tr> <td>医薬基盤・健康・栄養研究所（NIB10）</td> <td>国立成育医療研究センター（NCCHD）</td> <td>石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）</td> </tr> <tr> <td>宇宙航空研究開発機構（JAXA）</td> <td>国立精神・神経医療研究センター（NCNP）</td> <td>土木研究所（PWRI）</td> </tr> <tr> <td>海洋研究開発機構（JAMSTEC）</td> <td>国立長寿医療研究センター（NCGG）</td> <td>日本医療研究開発機構（AMED）</td> </tr> <tr> <td>海上・港湾・航空技術研究所</td> <td>国立特別支援教育総合研究所（NISE）</td> <td>日本学術振興会（JSPS）</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興機構（JST）</td> <td>産業技術総合研究所（AIST）</td> <td>日本原子力研究開発機構（JAEA）</td> </tr> <tr> <td>経済産業研究所（RIETI）</td> <td>酒類総合研究所（NRIB）</td> <td>農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）</td> </tr> <tr> <td>建築研究所（BRI）</td> <td>自動車技術総合機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際農林水産業研究センター（JIRCAS）</td> <td>情報通信研究機構（NICT）</td> <td>物質・材料研究機構（NIMS）</td> </tr> <tr> <td>国立科学博物館（NMNS）</td> <td>新エネルギー</td> <td>防災科学技術研究所（NIED）</td> </tr> <tr> <td>国立環境研究所（NIES）</td> <td>・産業技術総合開発機構（NEDO）</td> <td>理化学研究所（RIKEN）</td> </tr> <tr> <td>国立がん研究センター（NCC）</td> <td>森林研究・整備機構（FFPRI）</td> <td>量子科学技術研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>国立国際医療研究センター（NCGM）</td> <td>水産研究・教育機構</td> <td>労働者健康安全機構</td> </tr> <tr> <td>国立循環器病研究センター（NCVC）</td> <td></td> <td>労働政策研究・研修機構（JILPT）</td> </tr> </table>	医薬基盤・健康・栄養研究所（NIB10）	国立成育医療研究センター（NCCHD）	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）	宇宙航空研究開発機構（JAXA）	国立精神・神経医療研究センター（NCNP）	土木研究所（PWRI）	海洋研究開発機構（JAMSTEC）	国立長寿医療研究センター（NCGG）	日本医療研究開発機構（AMED）	海上・港湾・航空技術研究所	国立特別支援教育総合研究所（NISE）	日本学術振興会（JSPS）	科学技術振興機構（JST）	産業技術総合研究所（AIST）	日本原子力研究開発機構（JAEA）	経済産業研究所（RIETI）	酒類総合研究所（NRIB）	農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）	建築研究所（BRI）	自動車技術総合機構		国際農林水産業研究センター（JIRCAS）	情報通信研究機構（NICT）	物質・材料研究機構（NIMS）	国立科学博物館（NMNS）	新エネルギー	防災科学技術研究所（NIED）	国立環境研究所（NIES）	・産業技術総合開発機構（NEDO）	理化学研究所（RIKEN）	国立がん研究センター（NCC）	森林研究・整備機構（FFPRI）	量子科学技術研究開発機構	国立国際医療研究センター（NCGM）	水産研究・教育機構	労働者健康安全機構	国立循環器病研究センター（NCVC）		労働政策研究・研修機構（JILPT）
	医薬基盤・健康・栄養研究所（NIB10）	国立成育医療研究センター（NCCHD）	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）																																					
宇宙航空研究開発機構（JAXA）	国立精神・神経医療研究センター（NCNP）	土木研究所（PWRI）																																						
海洋研究開発機構（JAMSTEC）	国立長寿医療研究センター（NCGG）	日本医療研究開発機構（AMED）																																						
海上・港湾・航空技術研究所	国立特別支援教育総合研究所（NISE）	日本学術振興会（JSPS）																																						
科学技術振興機構（JST）	産業技術総合研究所（AIST）	日本原子力研究開発機構（JAEA）																																						
経済産業研究所（RIETI）	酒類総合研究所（NRIB）	農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）																																						
建築研究所（BRI）	自動車技術総合機構																																							
国際農林水産業研究センター（JIRCAS）	情報通信研究機構（NICT）	物質・材料研究機構（NIMS）																																						
国立科学博物館（NMNS）	新エネルギー	防災科学技術研究所（NIED）																																						
国立環境研究所（NIES）	・産業技術総合開発機構（NEDO）	理化学研究所（RIKEN）																																						
国立がん研究センター（NCC）	森林研究・整備機構（FFPRI）	量子科学技術研究開発機構																																						
国立国際医療研究センター（NCGM）	水産研究・教育機構	労働者健康安全機構																																						
国立循環器病研究センター（NCVC）		労働政策研究・研修機構（JILPT）																																						
⑤公営企業・公庫等	<p>○公営事業を営む国・地方公共団体の機関</p> <p>上水道・簡易水道・工業用水道事業，交通事業，電気事業，ガス事業，下水道事業，病院事業（病院附属研究所を除く。），市場事業，と畜事業，観光施設事業，駐車場整備事業などの公営事業を営む国・地方公共団体の機関</p> <p>○産業連関表において生産活動主体が「産業」に分類されている法人（「④国・公営，独立行政法人等の研究機関」に該当するものを除く。）</p> <p>〈独立行政法人〉</p> <table border="0"> <tr> <td>奄美群島振興開発基金</td> <td>造幣局</td> <td>農林漁業信用基金</td> </tr> <tr> <td>医薬品医療機器総合機構</td> <td>大学入試センター</td> <td>福祉医療機構</td> </tr> <tr> <td>国際協力機構</td> <td>中小企業基盤整備機構</td> <td>水資源機構</td> </tr> <tr> <td>国立印刷局</td> <td>鉄道建設・運輸施設整備支援機構</td> <td>郵便貯金・簡易生命保険管理機構</td> </tr> <tr> <td>大学改革支援・学位授与機構</td> <td>都市再生機構</td> <td>地方独立行政法人（病院）</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構</td> <td>日本学生支援機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構</td> <td>日本スポーツ振興センター</td> <td></td> </tr> </table> <p>〈特殊法人，認可法人等〉</p> <table border="0"> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>電力広域運営推進機関</td> <td>日本中央競馬会</td> </tr> <tr> <td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</td> <td>日本銀行</td> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>地方競馬全国協会</td> <td>日本司法支援センター</td> <td>農水産業協同組合貯金保険機構</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体金融機構</td> <td>日本赤十字社</td> <td>預金保険機構</td> </tr> </table>	奄美群島振興開発基金	造幣局	農林漁業信用基金	医薬品医療機器総合機構	大学入試センター	福祉医療機構	国際協力機構	中小企業基盤整備機構	水資源機構	国立印刷局	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	大学改革支援・学位授与機構	都市再生機構	地方独立行政法人（病院）	国立病院機構	日本学生支援機構		住宅金融支援機構	日本スポーツ振興センター		沖縄振興開発金融公庫	電力広域運営推進機関	日本中央競馬会	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	日本銀行	日本放送協会	地方競馬全国協会	日本司法支援センター	農水産業協同組合貯金保険機構	地方公共団体金融機構	日本赤十字社	預金保険機構						
奄美群島振興開発基金	造幣局	農林漁業信用基金																																						
医薬品医療機器総合機構	大学入試センター	福祉医療機構																																						
国際協力機構	中小企業基盤整備機構	水資源機構																																						
国立印刷局	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構																																						
大学改革支援・学位授与機構	都市再生機構	地方独立行政法人（病院）																																						
国立病院機構	日本学生支援機構																																							
住宅金融支援機構	日本スポーツ振興センター																																							
沖縄振興開発金融公庫	電力広域運営推進機関	日本中央競馬会																																						
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	日本銀行	日本放送協会																																						
地方競馬全国協会	日本司法支援センター	農水産業協同組合貯金保険機構																																						
地方公共団体金融機構	日本赤十字社	預金保険機構																																						

区 分	区 分 の 説 明																																																																																										
公的機関 (続き) ⑥その他	<p>○「③国・公立大学」, 「④国・公営, 独立行政法人等の研究機関」, 「⑤公営企業・公庫等」, 「⑦会社」, 「⑧私立大学」のいずれにも該当しないもの</p> <p>〈独立行政法人〉</p> <table border="0"> <tr> <td>海技教育機構</td> <td>国立青少年教育振興機構</td> <td>日本貿易振興機構</td> </tr> <tr> <td>家畜改良センター</td> <td>国立重度知的障害者</td> <td>地域医療機能推進機構</td> </tr> <tr> <td>環境再生保全機構</td> <td>総合施設のぞみの園</td> <td>年金積立金管理運用独立行政法人</td> </tr> <tr> <td>教職員支援機構</td> <td>国立女性教育会館</td> <td>農業者年金基金</td> </tr> <tr> <td>勤労者退職金共済機構</td> <td>国立美術館</td> <td>農畜産業振興機構</td> </tr> <tr> <td>空港周辺整備機構</td> <td>国立文化財機構</td> <td>農林水産消費安全技術センター</td> </tr> <tr> <td>工業所有権情報・研修館</td> <td>自動車事故対策機構</td> <td>北方領土問題対策協会</td> </tr> <tr> <td>航空大学校</td> <td>情報処理推進機構</td> <td>地方独立行政法人 (③～⑤に該当するものを除く)</td> </tr> <tr> <td>高齢・障害・求職者雇用支援機構</td> <td>製品評価技術基盤機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際観光振興機構</td> <td>駐留軍等労働者労務管理機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際交流基金</td> <td>統計センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民生活センター</td> <td>日本芸術文化振興会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立公文書館</td> <td>日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td></td> </tr> </table> <p>〈特殊法人, 認可法人等〉</p> <table border="0"> <tr> <td>外国人技能実習機構</td> <td>全国市町村職員共済組合連合会</td> <td>日本行政書士会連合会</td> </tr> <tr> <td>企業年金連合会</td> <td>全国社会保険労務士会連合会</td> <td>日本司法書士会連合会</td> </tr> <tr> <td>危険物保安技術協会</td> <td>全国商工会連合会</td> <td>日本商工会議所</td> </tr> <tr> <td>漁船保険中央会</td> <td>全国中小企業団体中央会</td> <td>日本消防検定協会</td> </tr> <tr> <td>銀行等保有株式取得機構</td> <td>全国土地改良事業団体連合会</td> <td>日本私立学校振興・共済事業団</td> </tr> <tr> <td>軽自動車検査協会</td> <td>全国農業会議所</td> <td>日本税理士会連合会</td> </tr> <tr> <td>健康保険組合連合会</td> <td>全国農業協同組合中央会</td> <td>日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>建設業労働災害防止協会</td> <td>地方議会議員共済会</td> <td>日本土地家屋調査士会連合会</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス保安協会</td> <td>地方公共団体情報システム機構</td> <td>日本年金機構</td> </tr> <tr> <td>港湾貨物運送事業労働災害防止協会</td> <td>地方公務員共済組合連合会</td> <td>日本弁理士会</td> </tr> <tr> <td>国家公務員共済組合連合会</td> <td>地方公務員災害補償基金</td> <td>日本水先人会連合会</td> </tr> <tr> <td>自動車安全運転センター</td> <td>中央職業能力開発協会</td> <td>日本郵政共済組合</td> </tr> <tr> <td>社会保険診療報酬支払基金</td> <td>中央労働災害防止協会</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>消防団員等公務災害補償等共済基金</td> <td>日本勤労者住宅協会</td> <td>陸上貨物運送事業労働災害防止協会</td> </tr> <tr> <td>石炭鉱業年金基金</td> <td>日本下水道事業団</td> <td>林業・木材製造業労働災害防止協会</td> </tr> <tr> <td>全国漁業共済組合連合会</td> <td>日本公認会計士協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国健康保険協会</td> <td>日本小型船舶検査機構</td> <td></td> </tr> </table>	海技教育機構	国立青少年教育振興機構	日本貿易振興機構	家畜改良センター	国立重度知的障害者	地域医療機能推進機構	環境再生保全機構	総合施設のぞみの園	年金積立金管理運用独立行政法人	教職員支援機構	国立女性教育会館	農業者年金基金	勤労者退職金共済機構	国立美術館	農畜産業振興機構	空港周辺整備機構	国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター	工業所有権情報・研修館	自動車事故対策機構	北方領土問題対策協会	航空大学校	情報処理推進機構	地方独立行政法人 (③～⑤に該当するものを除く)	高齢・障害・求職者雇用支援機構	製品評価技術基盤機構		国際観光振興機構	駐留軍等労働者労務管理機構		国際交流基金	統計センター		国民生活センター	日本芸術文化振興会		国立公文書館	日本高速道路保有・債務返済機構		外国人技能実習機構	全国市町村職員共済組合連合会	日本行政書士会連合会	企業年金連合会	全国社会保険労務士会連合会	日本司法書士会連合会	危険物保安技術協会	全国商工会連合会	日本商工会議所	漁船保険中央会	全国中小企業団体中央会	日本消防検定協会	銀行等保有株式取得機構	全国土地改良事業団体連合会	日本私立学校振興・共済事業団	軽自動車検査協会	全国農業会議所	日本税理士会連合会	健康保険組合連合会	全国農業協同組合中央会	日本電気計器検定所	建設業労働災害防止協会	地方議会議員共済会	日本土地家屋調査士会連合会	高圧ガス保安協会	地方公共団体情報システム機構	日本年金機構	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	地方公務員共済組合連合会	日本弁理士会	国家公務員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	日本水先人会連合会	自動車安全運転センター	中央職業能力開発協会	日本郵政共済組合	社会保険診療報酬支払基金	中央労働災害防止協会	農林中央金庫	消防団員等公務災害補償等共済基金	日本勤労者住宅協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	石炭鉱業年金基金	日本下水道事業団	林業・木材製造業労働災害防止協会	全国漁業共済組合連合会	日本公認会計士協会		全国健康保険協会	日本小型船舶検査機構	
海技教育機構	国立青少年教育振興機構	日本貿易振興機構																																																																																									
家畜改良センター	国立重度知的障害者	地域医療機能推進機構																																																																																									
環境再生保全機構	総合施設のぞみの園	年金積立金管理運用独立行政法人																																																																																									
教職員支援機構	国立女性教育会館	農業者年金基金																																																																																									
勤労者退職金共済機構	国立美術館	農畜産業振興機構																																																																																									
空港周辺整備機構	国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター																																																																																									
工業所有権情報・研修館	自動車事故対策機構	北方領土問題対策協会																																																																																									
航空大学校	情報処理推進機構	地方独立行政法人 (③～⑤に該当するものを除く)																																																																																									
高齢・障害・求職者雇用支援機構	製品評価技術基盤機構																																																																																										
国際観光振興機構	駐留軍等労働者労務管理機構																																																																																										
国際交流基金	統計センター																																																																																										
国民生活センター	日本芸術文化振興会																																																																																										
国立公文書館	日本高速道路保有・債務返済機構																																																																																										
外国人技能実習機構	全国市町村職員共済組合連合会	日本行政書士会連合会																																																																																									
企業年金連合会	全国社会保険労務士会連合会	日本司法書士会連合会																																																																																									
危険物保安技術協会	全国商工会連合会	日本商工会議所																																																																																									
漁船保険中央会	全国中小企業団体中央会	日本消防検定協会																																																																																									
銀行等保有株式取得機構	全国土地改良事業団体連合会	日本私立学校振興・共済事業団																																																																																									
軽自動車検査協会	全国農業会議所	日本税理士会連合会																																																																																									
健康保険組合連合会	全国農業協同組合中央会	日本電気計器検定所																																																																																									
建設業労働災害防止協会	地方議会議員共済会	日本土地家屋調査士会連合会																																																																																									
高圧ガス保安協会	地方公共団体情報システム機構	日本年金機構																																																																																									
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	地方公務員共済組合連合会	日本弁理士会																																																																																									
国家公務員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	日本水先人会連合会																																																																																									
自動車安全運転センター	中央職業能力開発協会	日本郵政共済組合																																																																																									
社会保険診療報酬支払基金	中央労働災害防止協会	農林中央金庫																																																																																									
消防団員等公務災害補償等共済基金	日本勤労者住宅協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会																																																																																									
石炭鉱業年金基金	日本下水道事業団	林業・木材製造業労働災害防止協会																																																																																									
全国漁業共済組合連合会	日本公認会計士協会																																																																																										
全国健康保険協会	日本小型船舶検査機構																																																																																										
⑦会社	株式会社 (日本たばこ産業株式会社, 日本電信電話株式会社などの特殊法人である会社を含む。), 有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 相互会社及び個人で経営する形態の企業																																																																																										
⑧私立大学	私立の大学 (大学院, 大学附属病院, 研究所を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 学校法人が設立する研究所, 放送大学																																																																																										
⑨非営利団体	他の区分に含まれない法人, 団体, 個人 例 公益財団法人, 一般財団法人, 公益社団法人, 一般社団法人, 特定非営利活動法人 (NPO), 宗教法人, 医療法人, 社会福祉法人, 生活協同組合, 農業協同組合, 事業協同組合, 企業組合, 技術研究組合, 労働組合, 後援会, 同窓会																																																																																										
海外 ⑩会社	海外の会社 (海外現地法人, 公営企業を含む。)																																																																																										
⑪大学	海外の大学 (大学院, 附属病院・研究所を含む。), その他の高等教育機関 (附属病院・研究所を含む。)																																																																																										
⑫その他	その他の海外の組織 (「⑩大学」に該当しない政府機関, 国・公立の研究所, 非営利団体, 国際機関など)																																																																																										

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 （略）

第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二・三 （略）